

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年06月29日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県袋井市愛野2345番地

氏名 NSKワナー株式会社

取締役社長 新井 稔

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0538 - 43 - 111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	NSKワナー株式会社		
事業場の所在地	静岡県	袋井市	愛野345番地
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	輸送用機械器具製造業		
② 事業の規模	売上高 553億円(2024年3月期)		
③ 従業員数	857人(2024年3月現在)		
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1		

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	ph 2.0 以下の廃酸	4.740 t
	ph 1 2.5 以上の廃アルカリ	32.150 t
	燃えやすい廃油	55.374 t
	廃水銀等(処分するために処理したものを含む)	0.009 t
	廃石綿等（飛散性）	0.030 t
	（これまでに実施した取組） ・強酸－清掃箇所及び清掃頻度見直し ・強アルカリ－清掃箇所及び清掃頻度見直し、剥離液の有価売却	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	排出量
	ph 2.0 以下の廃酸	4.645 t
	ph 1 2.5 以上の廃アルカリ	31.829 t
	燃えやすい廃油	54.820 t
	廃水銀等(処分するために処理したものを含む)	0.020 t
	廃石綿等（飛散性）	0.010 t

	(今後実施する予定の取組) 継続取組項目 ・強酸－清掃箇所及び清掃頻度見直し ・強アルカリ－清掃箇所及び清掃頻度見直し、剥離液の有価売却
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油：種類ごとに分別回収
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 継続取組：引火性廃油の分別回収、有価引取り

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類_	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類_	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
		0.000 t	
(今後実施する予定の取組)			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t

	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和 5年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	ph 2.0以下の廃酸	4.740	0.000	0.000	0.000	4.740
	ph 12.5以上の廃アルカリ	32.150	0.000	0.000	0.000	32.150

①現状	燃えやすい廃油	55.374	0.000	0.000	0.000	55.374
	廃水銀等(処分するために処理したものを含む)	0.009	0.000	0.000	0.000	0.009
	廃石綿等(飛散性)	0.000	0.030	0.000	0.000	0.030
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>再生利用を行っている処理業者と契約。また、委託先の処理業者が優良認定処理業者になっているかの確認をする。</p>					

②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
	ph 2.0以下の廃酸	4.645	0.000	0.000	0.000	4.645
	ph 12.5以上の廃アルカリ	31.829	0.000	0.000	0.000	31.829
	燃えやすい廃油	54.820	0.000	0.000	0.000	54.820
	廃水銀等(処分するために処理したものを含む)	0.020	0.000	0.000	0.000	0.020
	廃石綿等(飛散性)	0.000	0.010	0.000	0.000	0.010
(今後実施する予定の取組) 継続的な取組みとして、廃棄物の処理契約を締結する際は、再生利用している業者と契約する。						
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和5年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	92.303 t				
(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト、届出等で継続的に使用する						
※事務処理欄						

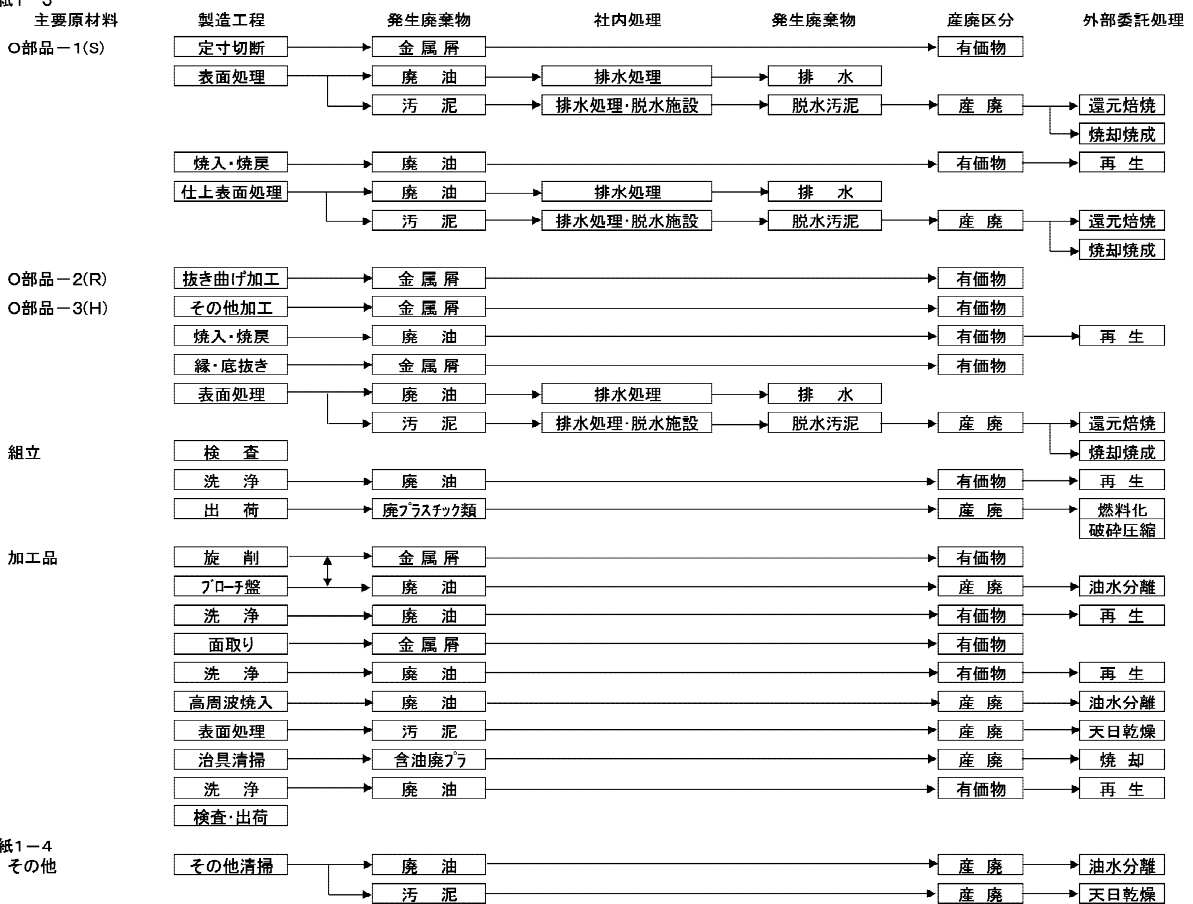
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1-1
主要原材料

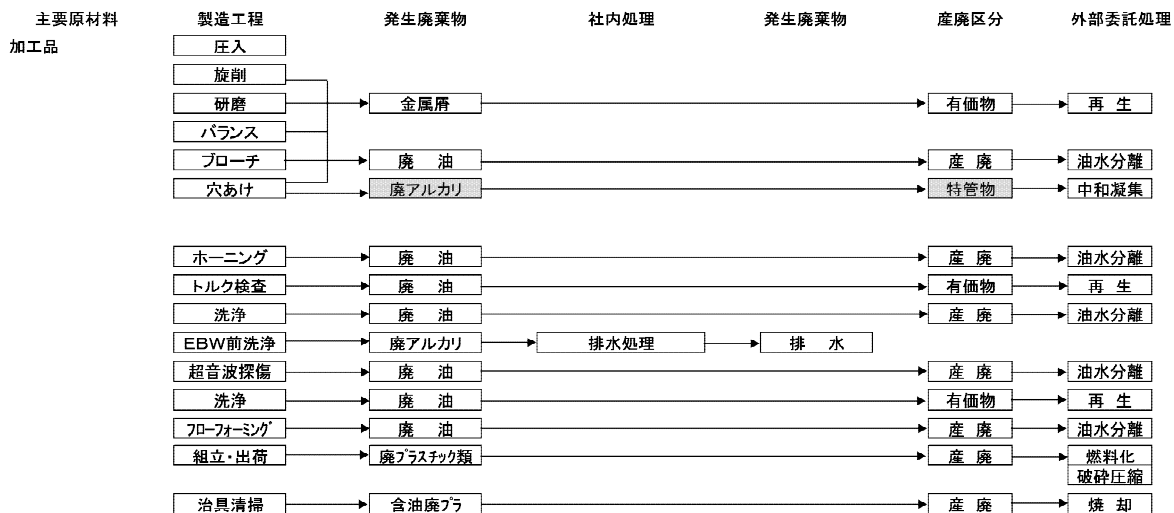


別紙1-3
主要原材料

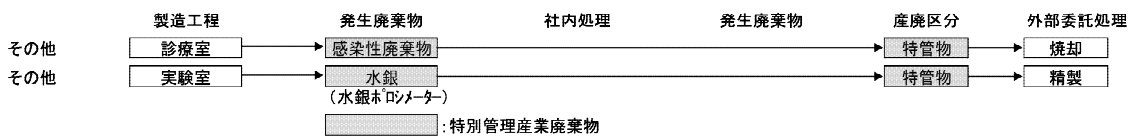


特別管理産業廃棄物

別紙1-5



別紙1-6



別紙2(管理体制図)

NW環境管理組織

